

一般社団法人水難学会指導員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人水難学会（以下、「水難学会」という。）がういてまてを中心とする水難学の進歩と普及を図り、これを通じて水の事故予防を図り、水に親しむ社会の発展に寄与する指導員に関する基準を定め、その資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(指導員の認定)

第2条 この規則による指導員認定試験（以下、「認定試験」という。）に合格し、水難学会に登録することにより、水難学会会長名で指導員に認定される。

(指導員の種別)

第3条 指導員の資格は次の8種とする。

- (1) 指導員（プール）
- (2) 指導員（海）
- (3) 指導員（救助）
- (4) 主任指導員
- (5) 養成指導員
- (6) 上席指導員
- (7) 国際指導員
- (8) 統括指導員

(指導員の資質の基本基準)

第4条 指導員は、認定時に20歳以上の本会会員で、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めるとともに、ういてまておよびその指導について、指導員の種別により次の資質を有する。

(1) 指導員（プール）

ういてまての指導に関する基礎知識および技能を有する。

(2) 指導員（海）

自然水域のういてまてに関する専門的知識・技能・指導力およびその応用力を有する。

(3) 指導員（救助）

ういてまつ者を正しく救助するための専門的知識・技能・指導力および応用力を有し、実践できる。

(4) 主任指導員

ういてまて教室において指導員をまとめ、指揮する能力を有する。

(5) 養成指導員

水難学会指導員養成講習会の指導員となる知見及び技術を有する。

(6) 上席指導員

水難に関する幅広く深い知見を有し、他の模範となる。また、水難学会指導員をまとめ、国内における全ての講習会において指導する能力を有する。

(7) 国際指導員

国内外でopen uitemate実現に向けて、uitemateの普及と国際指導員養成に関わる知見と技能を有する。また、世界各地で発生する水難に関する情報の収集と水難事故死低減策の策定に携わる能力を有する。

(8) 統括指導員

ういてまて普及の根幹を担い、全ての指導員を指揮し、国内で開催されるういてまてに関する事業を管理する能力を有する。

(指導員に共通する任務)

第5条 指導員は、指導員規則第1条の主旨に則り、水難学会あるいは、公共団体もしくは、

その機関または、民間団体等が主催または主管するういてまで教室若しくは水の安全に関する事業において、指導の任にあたる。

2 指導員が前条の規定により指導を行った場合、水難学会が定める手順により、遅滞なく、会長に対して実施結果報告書を提出する。

3 指導員が行った教室等において事故等が発生した場合は、軽微なものであっても必ず水難学会が定める手順により、速やかに、会長に対して報告書を提出する。また、事故に至る可能性が予見される事象が認められた場合も同様とする。

(指導員種別による任命方法と指導範囲)

第6条 指導員種別による任命方法と指導範囲を次のとおり定める。

(1) 指導員（プール）

会長は、指導員（プール）認定試験合格者の中から指導員（プール）を任命することができる。

ア 指導員（プール）は、水難学会が主催しない、プールにおけるういてまで教室等の指導ができる。

イ 指導員（プール）は、水難学会が主催する、プールにおけるういてまで教室等の指導補助ができる。ただし、指導員養成講習会は除外する。

(2) 指導員（海）

会長は、指導員（海）認定試験合格者の中から指導員（海）を任命することができる。

ア 指導員（海）は、水難学会が主催しない、海若しくは海に準ずる水域におけるういてまで教室等の指導ができる。

イ 指導員（海）は、水難学会が主催する、海若しくは海に準ずる水域におけるういてまで教室等の指導補助ができる。ただし、指導員養成講習会は除外する。

(3) 指導員（救助）

会長は、指導員（救助）昇任試験合格者の中から指導員（救助）を任命することができる。

ア 指導員（救助）は、水難学会が主催しない、よりそい教室などの水災害時救助行動教育において指導ができる。

イ 指導員（救助）は、水難学会が主催する、よりそい教室などの水災害時救助行動教育の指導補助ができる。

ウ 指導員（救助）は、水難学会が実施する自然水域における諸事業の安全管理員に従事することができる。

(4) 主任指導員

会長は、指導員（主任）昇任試験合格者の中から主任指導員を任命することができる。

ア 主任指導員は、指導員（プール）が実施するういてまで教室の主務者となり、安全且つ効果的な教室運営を推進することができる。

イ 主任指導員は、水難学会が主催する講習会等において、事前に講習会等を管理する統括指導員等の承認を得た場合には、上席指導員若しくは養成指導員から指導員養成講習会において実地指導研修を受けることができる。

ウ 主任指導員は居住地域内の不特定多数の住民及び不特定の機関を対象に、ういてまでの普及に努める。

(5) 養成指導員

会長は、指導員（養成）昇任試験合格者の中から養成指導員を任命することができる。ただし、指導員（海）及び指導員（救助）資格を有しない者については、指導ができる領域をプールに限定し、養成指導員（プール限定）と表記する。

ア 養成指導員は、所属する地区の地区常務委員若しくは統括（副統括）指導員からの要請により、指導員養成講習会の指導に従事することができる。

イ 養成指導員は日本国内の特定多数及び機関を対象に、ういてまでの普及に努める。

(6) 上席指導員

会長は、指導員歴が10年を超える指導員の中から上席指導員を任命することができる。

ア 上席指導員は、所属する地区の地区常務委員若しくは統括（副統括）指導員からの要請により、指導員養成講習会の指導に従事することができる。ただし、指導員（海）及び指導員（救助）資格を有しない者については、指導ができる領域をプールに限定する。

イ 上席指導員は、昇任講習運営委員会委員長からの要請により、昇任講習における講師に従事することができる。

ウ 会長は、上席指導員の中から地区代表上席指導員を選任することができる。

(7) 国際指導員

会長は、第3条（指導員の種別）(5)養成指導員、(6)上席指導員、(8)統括指導員で国際学会等における水難に関する学術発表等の経験と国際指導員養成講習会の指導経験を有する者で指導員（国際）昇任試験に合格した者、及び、国際感覚豊かな学識経験者を、国際指導員に任命することができる。

ア 国際指導員は、水難学会が主催する国内外の指導員養成講習会において、**Uitemate world standard** 確立の観点から指導に関わることができる。ただし、日本国内における指導員養成講習では、統括指導員と連携し、本条各号の定めを遵守するものとする。

イ 国際指導員養成講習会における主務者は外事部次長とし、講習会開催までに当該国の社会的背景を考慮した**uitemate**プログラム及び指導体制の確立を図り、外事部長、国際戦略担当理事及び会長の承認を得なければならない。

ウ 国際戦略担当理事は前号の規定に関わらず、国際指導員養成講習会における主務者を指名することができる。

エ 国際指導員は、国際感覚豊かな指導員養成に努めなければならない。この場合、国際指導員資格を有しない指導員等に対し、国際指導員養成講習会等において実地指導を行うことができる。

エ 国際指導員は、**open uitemate**実現に向けた積極的な広報活動及び、世界各地で発生する水難に関する情報の収集、諸外国の水難事情に整合した事故死低減策の策定に携わる。

(8) 統括指導員

会長は、指導員（統括）昇任試験合格者の中から統括指導員及び副統括指導員を任命することができる。

ア 統括指導員は、水難学会主催の講習会等を管理し、指導にあたる。

イ 統括指導員は、水難学会指導員組織の最高位としての知見と品格を持ち、指導員の模範とならなければならない。

ウ 統括指導員は、常にういてまての深化を念頭に置いた研究に努め、検証された成果は会報等を通じて会員に伝達しなければならない。

エ 会長は、副統括指導員を任命する場合は、任務の範囲を指定するものとする。

オ 副統括指導員は、指定された任務の範囲において統括指導員と同等の権限と責任並びに義務を負う。

第2章 認定試験

(試験認定委員会)

第7条 会長は、理事及び統括指導員、昇任講習運営委員の中から試験認定委員を選任し、理事会の承認を経て試験認定委員会運営に従事させることができる。

2 試験認定委員の任期は2年とし、改選の都度、水難学会会報ういてまてで公開する。

3 試験認定委員が任期途中で理事若しくは統括指導員、昇任講習運営委員の職を辞したときは、会長は理事会の承認を経て試験認定委員の任期満了日までこの職務を遂行させることができる。

(認定試験の種類)

第8条 認定試験は指導員の種別ごとに試験認定委員会が行う。

2 指導員養成講習会を除く指導員の認定試験は検定と称し、区別する。

3 検定に係る事項は、第3章（昇任講習）で定める。

(認定試験の内容)

第9条 認定試験の内容は、試験認定委員会が定める。

(受験資格)

第10条 指導員の受験資格は次のとおりとする。

(1) 指導員（プール）

ア 認定試験当日に満20歳以上の者で、次の条件を満たした者。

イ 各種団体が実施しているAED講習合格証を保有し、認定当日現在にその合格証が有効である者、若しくはこれと同等以上の知見を有すると認められる資格、若しくは免許を有する者。

ウ 水難学会会員である者。

エ 指導員（プール）養成講習会を受講した者。

(2) 指導員（海）

ア 指導員（プール）資格を有する者。

イ 指導員（海）養成講習会を受講した者。

(認定試験の実施)

第11条 指導員の認定試験は、指導員養成講習会において試験認定委員会が実施する。

(認定証の授与)

第12条 指導員認定試験合格者には、水難学会から認定証が授与される。ただし、指導員（海）認定試験合格者については、指導員養成講習会終了時に口頭で結果を発表し、次期会員資格更新時に認定証を交付する。

(認定証の有効期間)

第13条 認定証の有効期間は、毎年4月1日を起点とする2年とする。

(認定証の更新及びその要件)

第14条 認定証の更新は2年ごとに水難学会会長に申請して行う。

2 認定証更新の要件を充たす指導員には、認定証を更新する。

3 認定証更新の要件は、ういてまで指導や研修会参加、学会発表、各種講習会や集会の場でういてまでに関する講義を行うなど、水難学会の目的に添った活動を行った実績が2年で2回以上あることとし、自身が受講者である場合も実績とみなす。

(認定料)

第15条 認定料は新規7,000円、更新2,000円とし、いかなる理由があろうとも返却しない。

2 更新の認定料は、毎年1,000円を会費とともに納入する。

(認定証の効力の喪失)

第16条 次の各項のいずれかに該当する者は、その認定証の効力を失う。

(1) 指導員（プール）認定試験合格者がその合格発表後1ヶ月以内に登録申請をしなかった場合。

(2) 認定更新をしなかった場合。

(3) 指導員としての名誉をきずつけた場合。

(資格の停止)

第17条 水難学会会長は、次の各項のいずれかに該当する者の指導員資格の停止処分を行うことができる。

(1) 認定期間内において、認定料を期日まで納入しなかった場合。

(2) その他、会長が相当と認める場合。

第3章 昇任講習

(水難学会指導員昇任講習)

第18条 水難学会指導員の質向上を図るために、水難学会指導員昇任講習を運営する。

2 本講習はらっこネットを用いて実施する。ただし、実技指導の必要がある単元は集合により実施する。

3 常任講師は、統括指導員または副統括指導員、上席指導員とし、昇任講習運営委員会が企画運営にあたる。

4 非常任講師として、会長の承認を得た学識経験者をあてることができる。

(水難学会指導員昇任講習の種別)

第19条 水難学会指導員昇任講習は次の5種とする。ただし、養成指導員昇任講習は指導領域により細分することができる。

(1) 指導員(救助)昇任講習

(2) 主任指導員昇任講習

(3) 養成指導員昇任講習

(4) 国際指導員昇任講習

(5) 統括指導員昇任講習

(昇任講習受講料)

第20条 本講習の受講料は別に定める。

(受講要件)

第21条 昇任講習受講要件を次のとおり定める。

(1) 指導員(救助)昇任講習 指導員(海)の資格を有する者。

(2) 主任指導員昇任講習 指導員(プール)の資格を有する者。

(3) 養成指導員昇任講習 指導員(プール)歴が5年を超えた者若しくは指導実績累計が60回以上の者で、主任指導員の資格を有する者。

(4) 国際指導員昇任講習 指導員(プール)の資格を有する者で、国際普及に対する意欲を持つ者。

(5) 統括講習 上席指導員に認定されている者。

(昇任講習運営委員会)

第22条 会長は、上席指導員の中から昇任講習運営委員を選任し、委員会を組織する。

2 会長は、学識経験を有する者を昇任講習運営委員に任命することができる。

3 昇任講習運営委員会は、養成講習の種別ごとに講習内容を別に定め、試験認定委員会の承認を得る。

4 昇任講習運営委員は昇任講習受講者を募集し、講習を実施し、検定を行い、その結果を会長に報告する。

(検定)

第23条 第7条に定める試験認定委員会は、会長からの委嘱により昇任講習修了者を対象に検定を行う。

2 検定は、指導員の種別毎に実施する。

3 検定日は30日前までに水難学会公式メーリングリスト(WR)において公示する。

4 検定受験資格を次に定める。

(1) 当該年度内に開催された該当昇任講習を修了した者。

(2) 受験種別が第6条(指導員種別による任命方法と任務)に合致する者。

5 検定未受験者若しくは不合格者は、再度昇任講習を受講することにより受験資格を得ることができる。ただし、同一年度に限り当該昇任講習を受講することなく検定を受験することができる。

6 本検定合格者は、水難学会指導員名簿に取得資格を記載するとともに、認定日以降に発行される季刊ういてまてに掲載し公表する。

7 本検定料は無料とする。

(認定及び効力)

第24条 会長は、検定合格者を対象に資格認定を行う。

2 認定料は指導員認定料に含まれるものとする。

3 昇任資格の効力は、水難学会指導員資格継続中に適用される。

(資格の停止)

第25条 会長は、昇任認定者の知見若しくは態度について、認定者として相応しくないと判断する場合は、その資格を停止することができる。

2 指導員養成講習において重大な不良行為が認められる場合、統括指導員は暫定的に当該養成指導員の資格を停止することができる。この場合、統括指導員は、講習に立ち会う水難学会理事の承認を経ることとする。

3 統括指導員が指導員養成講習会において暫定的な資格停止処分を行った場合、当該統括指導員は講習会終了後に会長に対して事実の報告を行うこととする。また、講習に立ち会う水難学会理事は、当該指導員に対して不良行為の事実を聞き取り、本人の了承を得たうえで会長に報告する。

4 統括指導員が行った暫定的な資格停止処分は当該講習会の終了をもって失効する。

5 前2項から4項について、国際指導員養成講習会にも適用する。この場合、指導員養成講習会を国際指導員養成講習会に、統括指導員を外事部長若しくは外事部次長又は国際戦略担当理事に置き換えることとする。

付則

1. 本規則は、理事会承認を経て、平成23年6月11日から施行する。
2. 本規則は、理事会承認を経て、平成24年6月9日から施行する。
3. 本規則は、理事会承認を経て、平成26年6月14日から施行する。
4. 本規則は、理事会承認を経て、平成29年6月10日から施行する。